

公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都大田区大森歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の高揚及び歯科医学の進歩発展並びに公衆衛生、予防医学及び歯科保健の啓発と普及向上を図ることにより、地域住民の保健と福祉を増進し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の探究及びその高揚に関する事業
 - (2) 歯科医学の研究及び発展に関する事業
 - (3) 公衆衛生、予防医学及び歯科保健の研究とその普及に関する事業
 - (4) 地域社会の保健と福祉の増進に関する事業
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。
- (1) 医療保険の適正化を目的とする事業
 - (2) 名簿・会誌発行及び会員の資質及び福祉の向上を図る事業
3. 前2項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した東京都大田区内においてこの法人が定めた区域内に就業所あるいは

住所を有する歯科医師とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2. その他会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（入会）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に当該総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

（資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2. 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、

これを免れることができない。

3. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議することができる。また、他の会員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2. 理事のうち 1 名を会長とし、一般社団・財団法人法上の代表理

事とする。

3. 会長以外の理事のうち 2 名以内を副会長、1 名を専務理事とし、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 前 2 項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを理事会及び総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3. 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬・賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第26条 この法人は、顧問を置くことができる。

2. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
3. 顧問は、3名以下とし、この法人の理事及び監事の経験者又は学識経験者から選任する。
4. 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。また、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。
5. 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
6. その他顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集等)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。また、理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、一般社団・財団法人法第 91 条第 2 項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 41 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、総会の決議により、委員会を設けることができる。

2. 前項の委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は事業を遂行する。
3. 第 1 項の委員会の議事の運営に関して必要な細則は、理事会において定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 42 条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第12章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は岡本 徹とし、最初の副会長は下山忠明、井坂英樹、最初の専務理事は中村 好とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。